

第4回精華町手話言語及び障害特性に応じた情報保障に関する条例検討委員会 要旨

日時：令和8年1月13日（火）午後1時30分～

場所：精華町役場 6階 審議会室

出席者：南委員、岩井委員、西岡委員、松本委員、中委員、山代委員、長山委員、地主委員、霜田委員、森本委員、相馬委員、中本委員、藤山委員、務中委員、柳田委員、山本委員、杉山委員、塩井委員

欠席者：なし

会議の要旨

1. 開会

- ・事務局より会議成立の報告
- ・事務局より配布資料確認

2. 委員長あいさつ

- ・あいさつ（南委員長）

3. 議事

（1）パブリックコメントの結果について

●事務局から（1）について説明（資料1～2）

<委員からの質問・意見なし>

（2）愛称募集の結果について

●事務局から（2）について説明（資料3）

<委員からの質問・意見なし>

（3）協議体の提案について

●事務局から（3）について説明（資料4～5）

<委員からの質問・意見>

岩井委員： いろいろお聞きしたいことはある。令和8年度の計画について今後もっと増やす内容があれば、3つ以外に付け加えることができるのか。4つ目以降のものがあるのか。特に手話の日に関する事等、どう進めていくのかも含めて協議ができればと思う。

共生社会推進部会については、これからメンバーが集まることになると思う。先ほどここにはない団体とあったが、どれがどうなのか。進め方については、例えば3か月に1回等。部会の頻度について、お聞きしたい。集まった後のメンバーで手話言語条例の取組を報告してもらうということは、条例の進捗を確認するような場になるのか。

南委員長： 大きく3点あったと思う。1点目が、資料4の2「令和8年度施策（案）」の内容は、部会で付け加えたりできるのかどうか。

2点目は、1点目も含めて今後の頻度等、部会の進め方について。

3点目は、部会は評価機能を持ち合わせるのか、教えてほしいとのこと。

事務局： まず、1点目、あくまで事務局が委員会を実施して必要と思われる3点をあげたまでなので、当然追加が出てくると思う。追加については、部会メンバーでご協議いただければと考えている。

2点目の開催頻度については、取組の進捗状況については、場合によっては毎月開催もあり得ると考えている。頻度については、適宜部会長を中心に事務局と調整のうえ、必要な回数を実施していきたい。ただ、条例ができた際には、周知・啓発をまず行う必要があることから、年度当初、もしくは年度末位から結構な頻度で実施する事があると考えられる。

3点目の部会の機能について、まずは条例に記載されている施策について、どのような取組をするのか、企画して実際に実行していただくことが一番大きな機能になる。条例の進捗については、主には全体会に委ねることになるが、各取組の具体的な進捗管理については、部会で行う必要があると考えている。

藤山委員： 自立支援協議会は名称だけ知っていて、詳しい内容がわからない。自立支援協議会と町の関わりがよくわからない。具体的に教えてほしい。

南委員長： 大きく2点あった。そもそも、自立支援協議会とは何か。2点目は、その自立支援協議会と行政との関り、あるいはどういう関係性があるのか。

事務局： 自立支援協議会については、資料5をご覧ください。全体会と部会の2部構成になっているが、全体会の四角囲みの中に5つある。主には、障害福祉全般の計画の進捗状況をチェックする機能がある。あとは、相談支援事業所や当事者の方等、障害福祉に関連する方が団体に入っておられるので、障害福祉の現状をご報告いただき、精華町の障害福祉を進める為の助言をいただく。全体会だけでは、細かい取組を進めていく事は難しい。当然、行政機関である精華町も様々な福祉サービスを進めるが、かつ部会でも障害福祉に関わる取組を進めていただく。条例に関する取組については、共生社会推進部会に機能を持たせたいと考えている。町との関りについて。繰り返しになるが、精華町の障害福祉を行政だけで進めていく事はできない。精華町より良い福祉を進めていく為に意見をいただく場として、自立支援協議会が機能している。

南委員長： 法的根拠としては、障害者総合支援法に基づき市町村や都道府県に設置されているものになる。

相馬委員： 事務局に確認したい。資料4の部会構成案の構成団体について。この資料にあげるにあたり、事前に各団体に確認したのか。

また、この委員会を通過した後に各団体に打診すると思うが、変更は可能なのか。

事務局： 1点目について、事前の確認・調整はできていない団体もある。場合によっては難しいかもしれない。他にもいくつかそういう団体がある。

次に、委員構成の変更については、適宜追加可能だが、削除となると難しいところがあるかもしれない。事業を進めていく中で協力が難しいとすることで部会から撤退されたことは、過去にある。そのあたりは柔軟に構成団体を調整しながら、施策を進めていくことになる。

西岡委員： 資料5の組織構成が大事だと考えている。全体会が福祉計画を作ると思うが、共生社会推進部会からこういうことを計画に入れてほしいというニーズが出てくると思う。そういうことを計画の中に盛り込むことも大事ではないか。計画部分に対する提言について、部会も権限を持つ必要があると感じた。

もう1点は、資料4の部会構成案に町の社会福祉課の名前が見当たらないが、どう関わると考えれば良いのか。

事務局： まず、1点目について。計画に盛り込む提言については、可能である。資料5の全体会の1つ目に「障害福祉計画の策定に関する協議」とある。皆さまのご意見も踏まえて計画を作成する。恐らく部会長からの提言になると思うが、それも含めて計画策定を進めていきたい。

次に、2点目について。資料4の部会構成案に社会福祉課は入るのが当然だと考え、入れることを忘れていたのが正直なところになる。社会福祉課は事務局機能を持っているので、事務局のところに相乗支援センターと合わせて社会福祉課が入っている。

西岡委員： 2点目は、理解した。1点目は、部会から障害福祉計画に盛り込んでほしい内容について、意見提言できるとものと理解した。

中本委員： 共生社会推進部会は、一つなのか。各障害で今後作っていききたい施策は違う。施策の中身が、一番必要だと思う。全ての障害について一つの部会で企画するのは、無理があるのでは。この部会の下に各障害の部会を作る等、今後部会内で決めて進めていくことになるのか。

事務局： 部会は、どれか一つの障害特性に特化するものではなく、それぞれの障害特性を相互理解していくことが大切と考えている。多様な障害をお持ちの方々で構成された部会のほうが、良いと考えている。中本委員が懸

念さている障害特性によって必要とする点が異なることについては、第3回委員会で山代委員からご指摘のとおり、この17団体で協議すること自体が難しいところがあると。部会の下に、さらに作業チーム等、障害特性に応じて例えば3つのチームにわけて、それぞれ必要な取組を考え、それを部会に持ち込む形も、一つの方法。そのことも部会の中で協議したうえで、より施策が進む形にしたい。

岩井委員： 部会構成案のメンバーに、商工会や教育関係の団体が入っている。手話だけでなく学校関係、また医師会、耳鼻科関連等に入ってもらい、議論して共有したほうが良いのではないかな。

また、話し合いのうえ方針がまとまれば自立支援協議会に受け止めてもらえるのかとの懸念もある。医師会は、部会に入ってもらったほうが良い。そのあたりは協議願いたい。

南委員長： 越境性をどう確保していくのか、というご意見だと思う。意図的に外しているわけではないと思うが、そこは今後の協議次第なのか。

事務局： 様々な機関が協働してこの施策を動かしていただきたいということが、発言の全てだと認識している。ただ、医師も多忙ということもある。資料5の組織構成の全体会の中には、医師会が参加している。部会に医師会は難しいかもしれないが、施策によってはご協力いただくように調整は必要と考えている。ご意見を参考にしたい。

南委員長： 他いかがか。一旦事務局からの提案で調整に入ってください、共生社会推進部会の機能、あるいは頻度も含めて、まずやり始めることが大切だと思う。この形で前に進めても良いかな。

杉山委員： 1点、提案したい。資料4の12～15までは、ボランティア団体だと思う。拡大写本という書物の文字の拡大、あるいは新たに作り変える活動をしているボランティア団体もある。ここにある手話、要約筆記、朗読、点字と同様の目的で活動されているので、一度検討願いたい。

事務局： 拡大写本のボランティア団体についても、前向きに検討したい。ご承認いただいた後各団体にお声掛けするが、参加は難しいと言われる場合もある。第1回目にお集まりいただいた際に、この案と若干異なるかもしれないことはご理解いただきたい。

また、部会の名称は、説明の為に事務局が付けたものになる。部会の中で見直してもらうことも考えている。

松本委員： このような良い会を持つことは有難いが、私達視覚障害者にとっては外出支援がなければ活動できない。精華町には、ガイドヘルパーが一人も

いない。昔は10～15名ほどいたが、今は木津川市から来られている。私も外出する時は、木津川市に要請している。精華町福祉課として視覚障害だけでなく聴覚障害等、いろいろなヘルパーが必要。障害者が社会参加できるように市として協力願いたい。

事務局： 視覚障害の方の同行援護ができるヘルパーが精華町内にいないことで、スムーズにサービス利用ができない現状もある。同行援護に限らず、日中活動の場・グループホームでも支援者確保に苦慮されている。精華町だけで養成は、難しい。山城圏域で担い手の確保について適宜協議したい。不足しているのは精華町に限らず、近隣市町村も同様に深刻な課題。何か手を打つ必要がある。公的支援に限らず、地域の担い手となるボランティア団体が活躍してくれているが、人が充足しているわけではない。福祉分野に関わらず、活躍してくれている団体や個人がそれぞれ個別で活動するのではなく、横に繋がる仕組みづくりをしていきたい。そのことで、担い手確保を進めていきたい。

松本委員： 南部地域のアイセンターでもガイドヘルパーを養成しているが、なかなか前には進まない。各市町村で力を貸してもらえればもっとスムーズにいくと思うので、よろしく願いたい。

南委員長： それでは、事務局の提案でご了解いただいたということによろしいか。

委員一同： 異議なし。

4. そのほか

岩井委員： 1点確認したい。協議会については手話言語条例検討委員会と自立支援協議会は同じか。別の場所に設けて検討するのか。手話言語条例検討委員会は、もうなくなるのか。この会議は、条例作りの為のものか。今、私達は手話言語条例について確認・検討しているが、次は自立支援協議会に変わるのか、手話言語条例だけの検討の場があるのか。

事務局： この条例検討委員会は、条例を作る為のご意見をいただく場になる。その後は資料5でお示ししたとおり、条例の施策の進捗評価については自立支援協議会全体会、その企画運営、計画の見直しに対する意見は共生社会推進部会で行う。この条例検討委員会は、今回をもって終了となる。

5. 閉会

以上